

<報道発表資料>

.....
カテゴリー：県政一般

令和7年8月26日

食中毒を発生させた施設の行政処分を行いました

1 行政処分の内容

朝霞保健所は、食中毒を発生させた(1)の営業者に対して、(2)の営業施設での営業停止の行政処分を本日用いた。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 営業者 | 日本秋田国際株式会社（ニホンアキタコクサイ カブシキガイシャ）
代表取締役 秋田 通男（アキタ ミチオ） |
| (2) 営業施設 | 通歌串焼（トオリウタクシヤキ）
ふじみ野市上福岡 1-11-1 |
| (3) 営業の種類 | 飲食店営業 |
| (4) 違反内容 | 食品衛生法第6条違反
令和7年8月17日(日)に上記営業施設において調理提供された食事を喫食した5名中4名に対して、発熱、下痢、腹痛を主症状とするカンピロバクターによる健康被害を生じさせた。 |
| (5) 処分内容 | 食品衛生法に基づく営業停止命令 |
| ア 処分年月日 | 令和7年8月26日(火) |
| イ 期間 | 令和7年8月26日(火)から令和7年8月28日(木)までの3日間 |
| (6) 病因物質 | カンピロバクター |

2 指導内容

朝霞保健所では営業者に対して、食中毒の再発防止を目的に、営業停止期間中、施設の消毒を指導するとともに従事者への衛生教育等を行う。

3 食中毒事件の概要

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 探知 | 令和7年8月22日(金)、ふじみ野市民から「8月17日(日)に、市内の飲食店を計5名で利用後、うち4名が下痢等を呈している」旨の通報が朝霞保健所にあり、調査を開始した。 |
| (2) 調査結果（発表日現在） | |
| ア 患者の発生状況等 | |
| (ア) 喫食者 | 5名（1グループ） |
| (イ) 患者 | 4名（女性4名、30～50代）。受診者3名（入院者なし）。全員、回復に向かっている。 |
| (ウ) 喫食日時 | 令和7年8月17日(日)19時 |
| (エ) 初発日時 | 令和7年8月20日(水)7時 |

- (オ) 主な症状 発熱、下痢、腹痛
- (カ) 検査結果 患者2名の便からカンピロバクターが検出された。
- (キ) 喫食メニュー 焼き鳥盛り合わせ（ねぎま、ハツ、せせり、軟骨、砂肝）、ささみの梅和え、枝豆、ポテトフライ、カマンベールチーズ揚げ、シーザーサラダ、焼きそば、ポテトサラダ、もち明太子チーズ焼き

イ 上記飲食店を食中毒の原因施設と断定した理由

- (ア) 患者2名の便からカンピロバクターが検出されたこと。
- (イ) 患者の主症状及び潜伏期間が、カンピロバクターによるものと一致したこと。
- (ウ) 患者の共通食が、原因施設で提供された食事に限定されること。

参考情報

生や加熱不十分な鶏肉料理（鳥刺し、鶏わさなど）、生肉を扱った包丁・まな板・手指等により汚染された食品を原因とする「カンピロバクター食中毒」が頻発しています。

カンピロバクターを原因とする食中毒は全国で年間約200件（患者数：約2,000名）発生しています。これは、サルモネラ属菌やウエルシュ菌などの細菌性食中毒の年間発生件数の7割ほどを占めています。

鶏肉は高率にカンピロバクターに汚染されており、生食は非常に危険です。特に小さな子どもや高齢者など抵抗力の弱い方は注意が必要です。

また、カンピロバクターに感染すると、ギラン・バレー症候群という「麻痺」などを主とする症状を患う可能性があります。

カンピロバクターや腸管出血性大腸菌などの食中毒予防には、「しっかり加熱」が重要です。**肉は中心部の赤みが無くなるまで、しっかり加熱してから食べましょう。**生肉を調理した後は手や調理器具をよく洗い、他の食品への汚染を防ぎましょう。

食の安全・安心に関するパンフレット類

<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0708/kensyu-koza-panf/panf/index.html>